

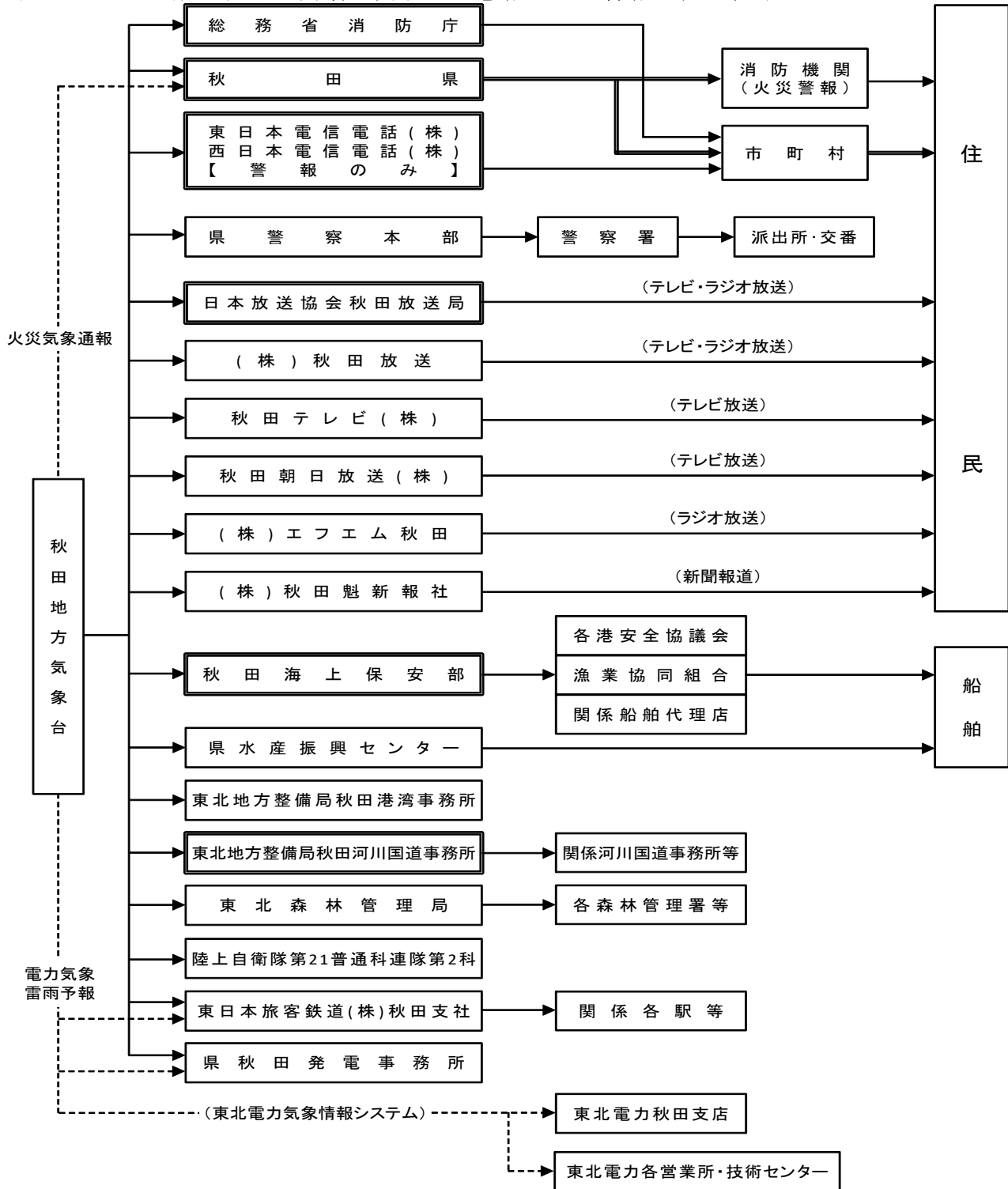
第3章 予報および警報

1 気象庁が行う予報および警報

(1) 警報等の伝達経路および手段

ア 秋田地方気象台が発表又は伝達する注意報および警報の伝達経路は、図3-1のとおり。

図3-1 大雨・洪水・高潮に関する注意報および警報の伝達経路

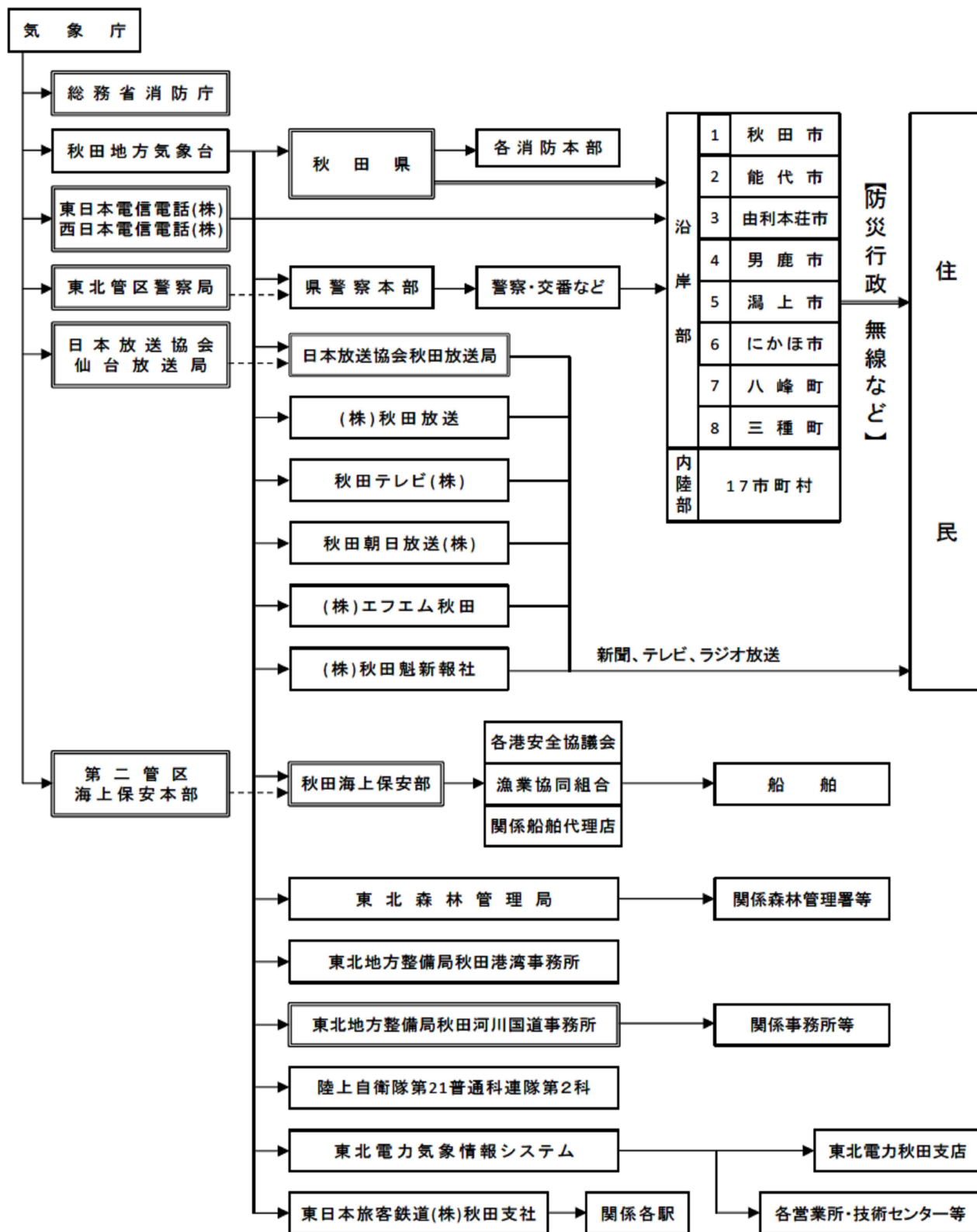


注) 二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達機関先

注) 二重枠の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

イ 気象庁が発表又は伝達する津波に関する注意報および警報の伝達経路は、図3-2のとおり。

図3-2 地震・津波情報の伝達系統図



注) 二重枠の機関は、気象業務法第15条の規定に基づく法定伝達機関先

注) 二重枠の経路は、特別警報が発表された際に、通知もしくは周知の措置が義務付けられている伝達経路

2 洪水予報河川における洪水予報

(1) 国土交通省と気象庁が共同で行う洪水予報

ア 直轄河川での洪水予報の発表形式は、次のとおり。

雄物川下流 氾濫注意情報

雄物川下流洪水予報第〇号
洪水注意報（発表）
令和〇〇年〇月〇日〇時〇〇分
秋田河川国道事務所・秋田地方気象台 共同発表

(見出し)

**【警戒レベル2相当情報[洪水]】雄物川下流では、氾濫注意水位に到達し、
今後、水位はさらに上昇する見込み**

(主 文)

【警戒レベル2相当】雄物川の椿川橋水位観測所（秋田市雄和椿川）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、

「氾濫注意水位」に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。

洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨量)

所により1時間に〇〇ミリの雨が降っています。

今後もこの雨は降り続く見込みです。

流域	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量	〇〇日〇〇時〇〇分～〇〇日〇〇時〇〇分 までの流域平均雨量の見込み
雄物川下流域	〇〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水位)

雄物川上流の水位観測所における水位は次のとおりと見込まれます。

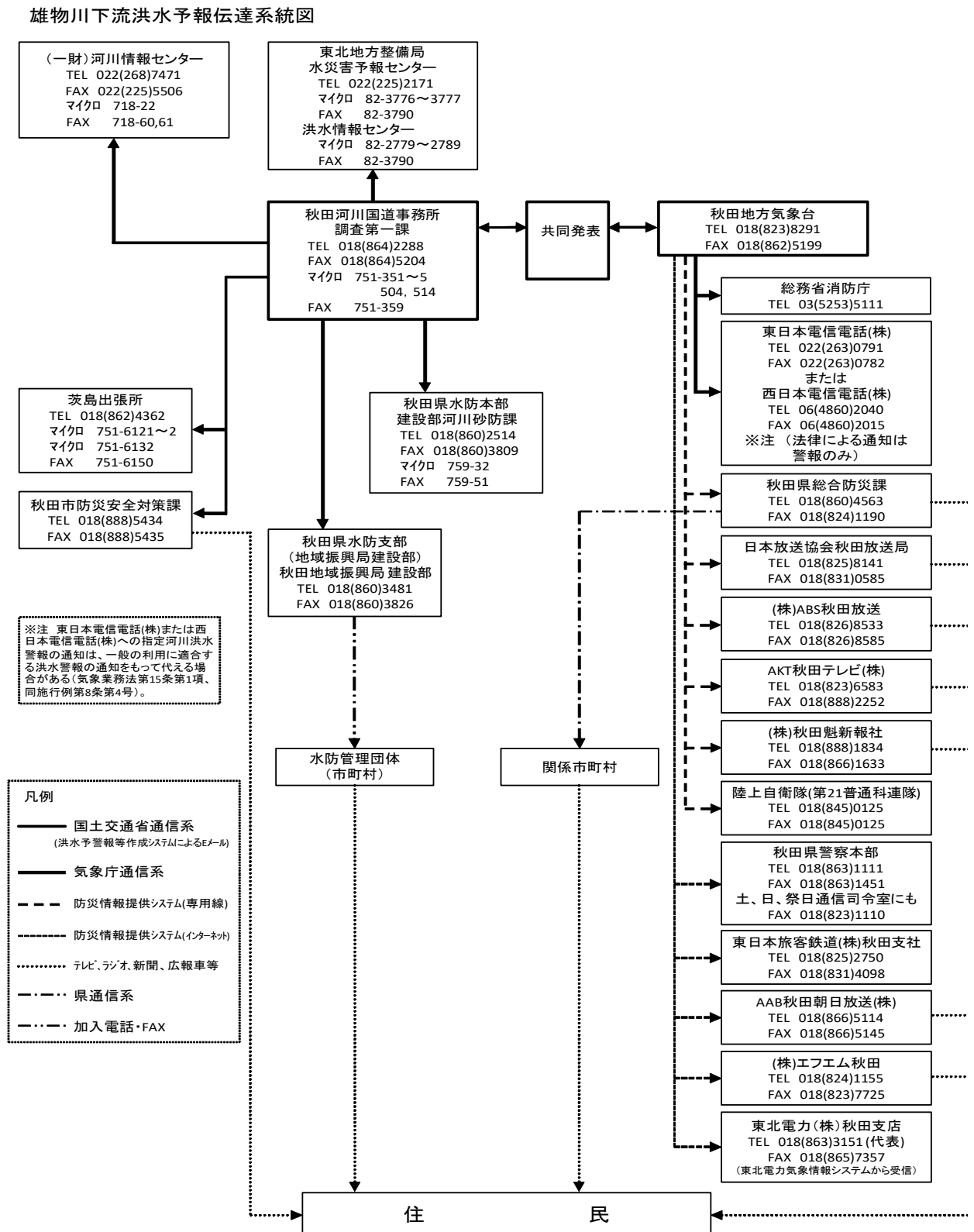
観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位(m)又は流量(m3/s)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
椿川 水位観測所 (秋田市)	〇〇日〇〇時〇〇分の状況	XXX.X↑				
	〇〇日〇1時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇2時00分の予測	XXX.X				
	〇〇日〇3時00分の予測	XXX.X				

水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

イ 直轄河川での水防法に基づく洪水予報の伝達経路および手段は、図 3 - 3 のとおり。

図 3 - 3 雄物川下流洪水予報伝達系統図



(2) 県と気象庁が共同で行う洪水予報

ア 県管理河川の洪水予報の発表形式は、次のとおり。

正規

太平川氾濫注意情報

太平川洪水予報第〇号

洪水注意報（発表）

令和〇〇年〇月〇日 〇時〇分

秋田県建設部河川砂防課・秋田地方气象台 共同発表

(見出し)

【警戒レベル3相当情報〔洪水〕】太平川では、氾濫注意水位に到達し、今後、水位はさらに上昇する見込み

(主 文)

【警戒レベル3相当】太平川の牛島水位観測所（秋田市）では、〇〇日〇〇時〇〇分頃に、氾濫注意水位に達し、今後、水位はさらに上昇する見込みです。洪水に関する情報に注意して下さい。

(雨 量)

〇〇により1時間に△△ミリの雨が降っています。
この雨は当分この状態が続くでしょう。

流域	0日00時00分～0日00時00分 までの流域平均雨量	0日00時00分～0日00時00分 までの流域平均雨量の見込み
太平川流域	〇〇ミリ	〇〇ミリ

(水 位)

太平川の水位観測所における水位は次の通りと見込まれます。

観測所名	水位危険度		レベル1	レベル2	レベル3	レベル4
	水位 (m)		水防団 待機	氾濫 注意	避難 判断	氾濫 危険
牛島 水位観測所 (秋田市)	00日 0時00分の現況	3.15 -				
	00日 0時30分の予測	3.17 -				
	00日 1時00分の予測	3.21 -				
	00日 1時30分の予測	3.23 -				
	00日 2時00分の予測	3.25 -				
	00日 2時30分の予測	3.27 -				
	00日 3時00分の予測	3.29 -				

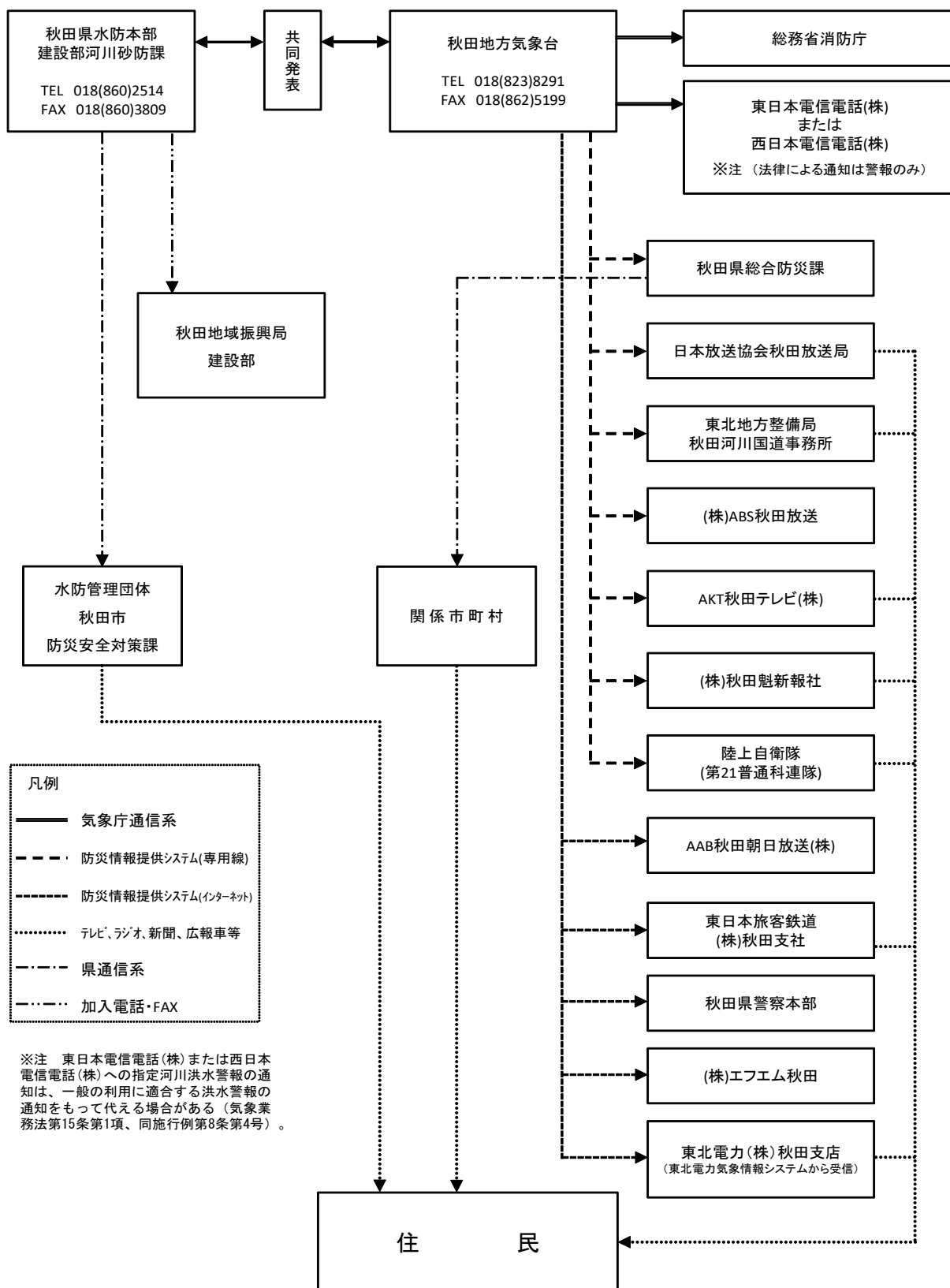
水位のグラフは各水位間を按分したものです。

水位危険度レベル4については、氾濫危険水位と計画高水位を按分しており、氾濫危険水位＝計画高水位の場合は最大になります。

イ 秋田県が実施する水防法に基づく洪水予報の伝達経路および手段は、図 3－4 のとおり。

図 3－4 太平川洪水予報伝達系統図

太平川洪水予報伝達系統図



3 水位周知河川における水位到達情報

(1) 国土交通省が行う水位到達情報の通知

ア 直轄河川水位到達情報の発表形式は、次のとおり。

〇〇川 氾濫注意情報	第 1 報
時 年 月 日 分 分 日 表 秋田河川国道事務所 又は秋田県	
【主文】 【警戒レベル 2 相当情報[洪水]】 〇〇川は、〇〇日〇〇時に、■■市の△△水位観測所で、水防団出動の目安のひとつとなる、氾濫注意水位（警戒水位）〇〇mに達しました。 △△水位観測所では、〇〇日〇〇時～〇〇時の 1 時間に、約〇. 〇〇m水位が上昇し、今後とも水位の上昇が見込まれます。 また、△△水位観測所の受け持つ区間（左岸：■■市〇〇大字△△～〇〇川合流点、右岸：■■市〇〇大字△△～〇〇川合流点）では氾濫のおそれがありますので、各自十分安全確保を図るとともに、市町村長が発する避難情報や河川周囲の状況に留意をお願いします。	
(参考) 〇〇川 △△水位観測所（■■市〇〇字△△） 受け持ち区間は、左岸：■■市〇〇字△△～〇〇川合流点まで 右岸：■■市〇〇字△△～◎◎川合流点まで 氾 濫 危 険 水 位 : ◎◎m 避難判断水位（洪水特別警戒水位） : △△m 氾濫注意水位（警戒水位） : 〇〇m }	
(△△水位観測所水位グラフ)	
(問い合わせ先) 秋田河川国道事務所（又は秋田県） TEL:	

〇〇川 氾濫警戒情報

第 2 報

時 年 月 日
分 分 分 分
秋田河川国道事務所
又は秋田県

【主文】

【警戒レベル 3 相当情報[洪水]】 〇〇川は、〇〇日〇〇時に、■■市の△△水位観測所で、避難勧告等の目安のひとつとなる水位である、避難判断水位〇〇mに達しました。

△△水位観測所では、〇〇日〇〇時～〇〇時の 1 時間に、約〇. 〇〇m水位が上昇し、今後とも水位の上昇が見込まれます。

また、△△水位観測所の水位が、あと▲. ▲m上昇すると、△△水位観測所の受け持ち区間（左岸：■■市〇〇大字△△～〇〇川合流点、右岸：■■市〇〇大字△△～〇〇川合流点）のうち、特に堤防の低い箇所、氾濫のおそれがあります。

本情報は、避難勧告等の目安の一つとなる情報ですので、■■市長が発する避難情報に十分注意してください。

（参考）

〇〇川 △△水位観測所（■■市〇〇字△△）
受け持ち区間は、 左岸：■■市〇〇大字△△ } ~〇〇川合流点まで
右岸：■■市〇〇大字△△ }
氾 濫 危 険 水 位 : ◎◎m
避難判断水位（洪水特別警戒水位） : △△m

（△△水位観測所水位グラフ）

（問い合わせ先）
秋田河川国道事務所（又は秋田県）

TEL:

〇〇川 氾濫危険情報

第3報

時 年 月 日
分 分 分 分
秋田河川国道事務所
又は秋田県

【主文】

【警戒レベル4相当情報[洪水]】 〇〇川は、〇〇日〇〇時に、■■市の△△水位観測所で、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）〇〇mに達しました。

△△水位観測所での水位は、さらに上昇する見込みです。

△△水位観測所の受け持ち区間（左岸：■■市〇〇大字△△～〇〇川合流点、右岸：■■市〇〇大字△△～〇〇川合流点）では、“氾濫するおそれ”がありますので、厳重な警戒をし、■■市長からの避難情報に注意してください。

（参考）

〇〇川 △△水位観測所（■■市〇〇字△△）
受け持ち区間は、
左岸：■■市〇〇大字△△ } ~〇〇川合流点まで
右岸：■■市〇〇大字△△ }
氾 濫 危 険 水 位 : ◎◎m
避難判断水位（洪水特別警戒水位） : △△m

（△△水位観測所水位グラフ）

（問い合わせ先）
秋田河川国道事務所（又は秋田県）
TEL:

〇〇川 氾濫発生情報

第4報

時 年 月 日
分 発 表
秋田河川国道事務所
又は秋田県

【主文】

【警戒レベル5相当情報[洪水]】 〇〇川は、〇〇日〇〇時に、■■市□□地区（左岸・右岸）より氾濫しました。

このため、現在、◇◇◇◇◇で浸水しています。

引き続き、高い水位が続く見込みであり、氾濫が拡大するおそれがありますので、氾濫による浸水が予想される地域では、厳重な警戒をしてください。

（参考）

〇〇川 △△水位観測所（■■市〇〇字△△）

受け持ち区間は、
左岸：■■市〇〇大字△△
右岸：■■市〇〇大字△△ } ~〇〇川合流点まで

氾 濫 危 険 水 位 : ◎◎m

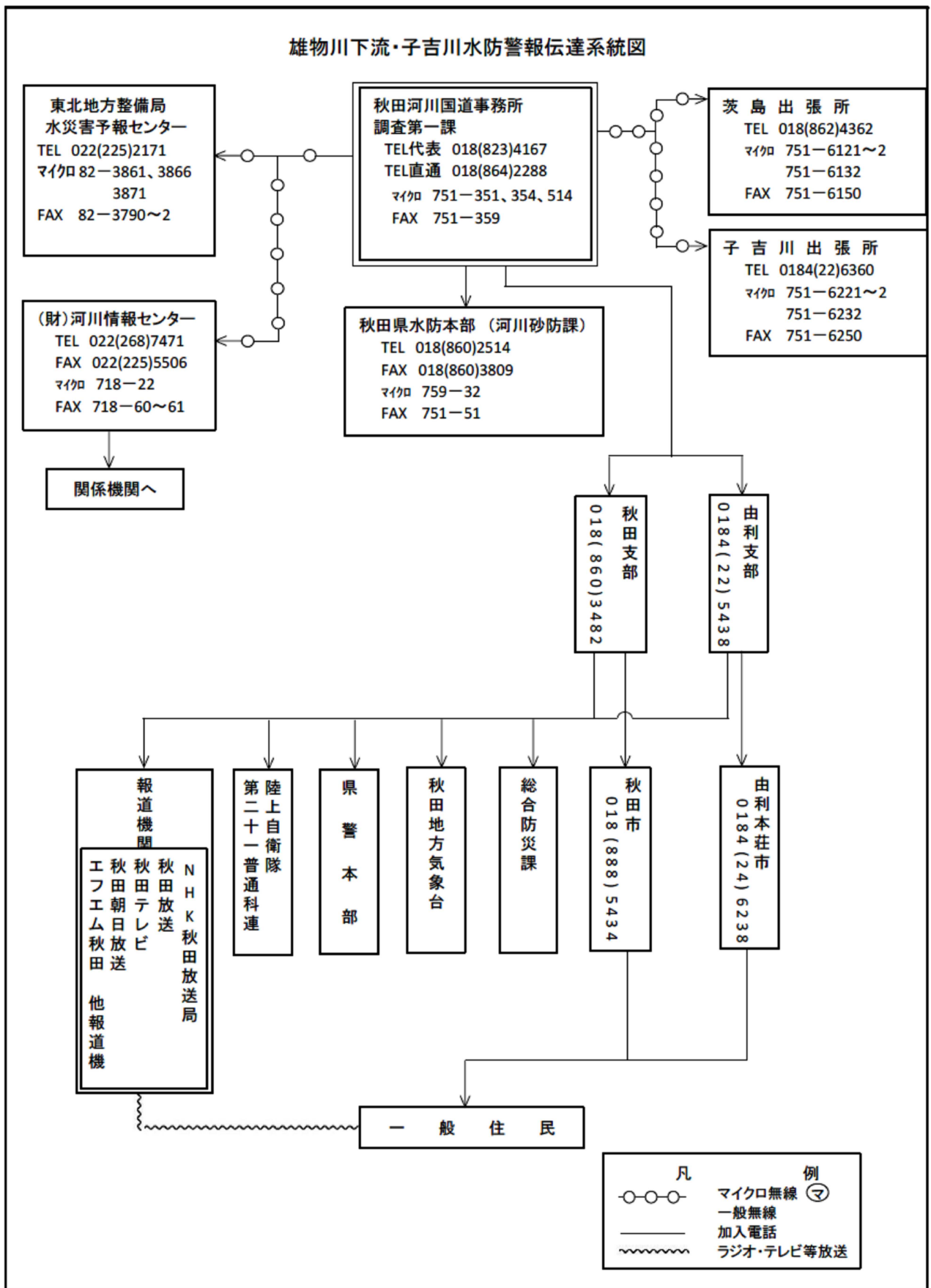
避難判断水位（洪水特別警戒水位）： △△m

（△△水位観測所水位グラフ）

（問い合わせ先）
秋田河川国道事務所（又は秋田県）
TEL：

イ 直轄河川水位到達情報通知の伝達経路は、図 3－5 のとおり。

図 3－5 雄物川下流・子吉川水防警報伝達系統図



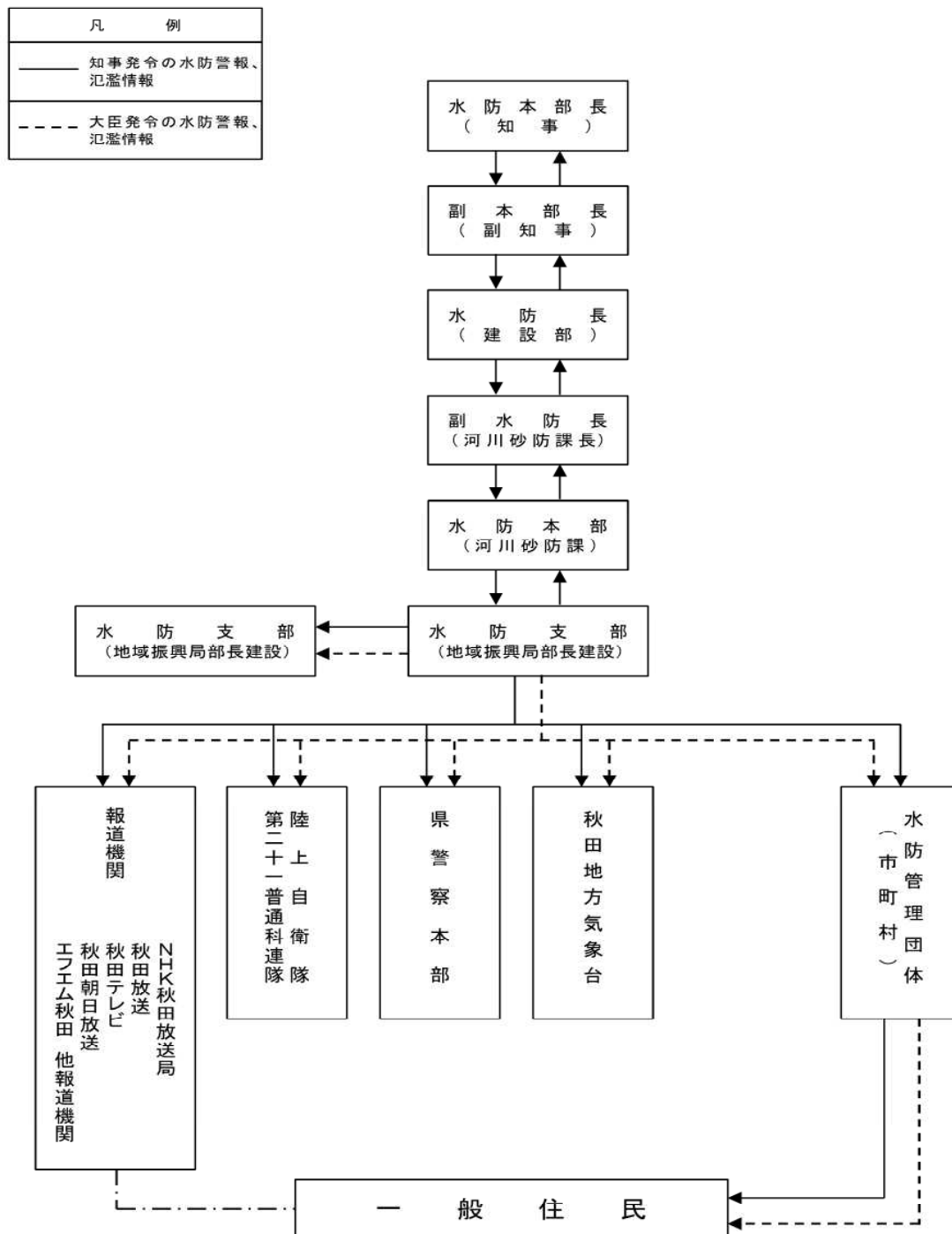
(2) 県が行う水位到達情報の通知

ア 秋田県管理河川水位到達情報通知の発表形式は、3(1)アと同様となる。

イ 水位到達情報の伝達経路および手段は、図3-6のとおり。

図3-6 県管理河川水位到達情報伝達系統図

注) 避難判断水位は、従来の特別警戒水位である。



① 法第10条第2項および同3項の規定により地整河川国道事務所より水防警報の通知を受けた場合関係機関および一般住民に通知する系統を示す。

② 水防指令は県における水防体制に基づき、関係機関および一般に通知する系統を示す。

4 水防警報

(1) 国土交通省が行う水防警報

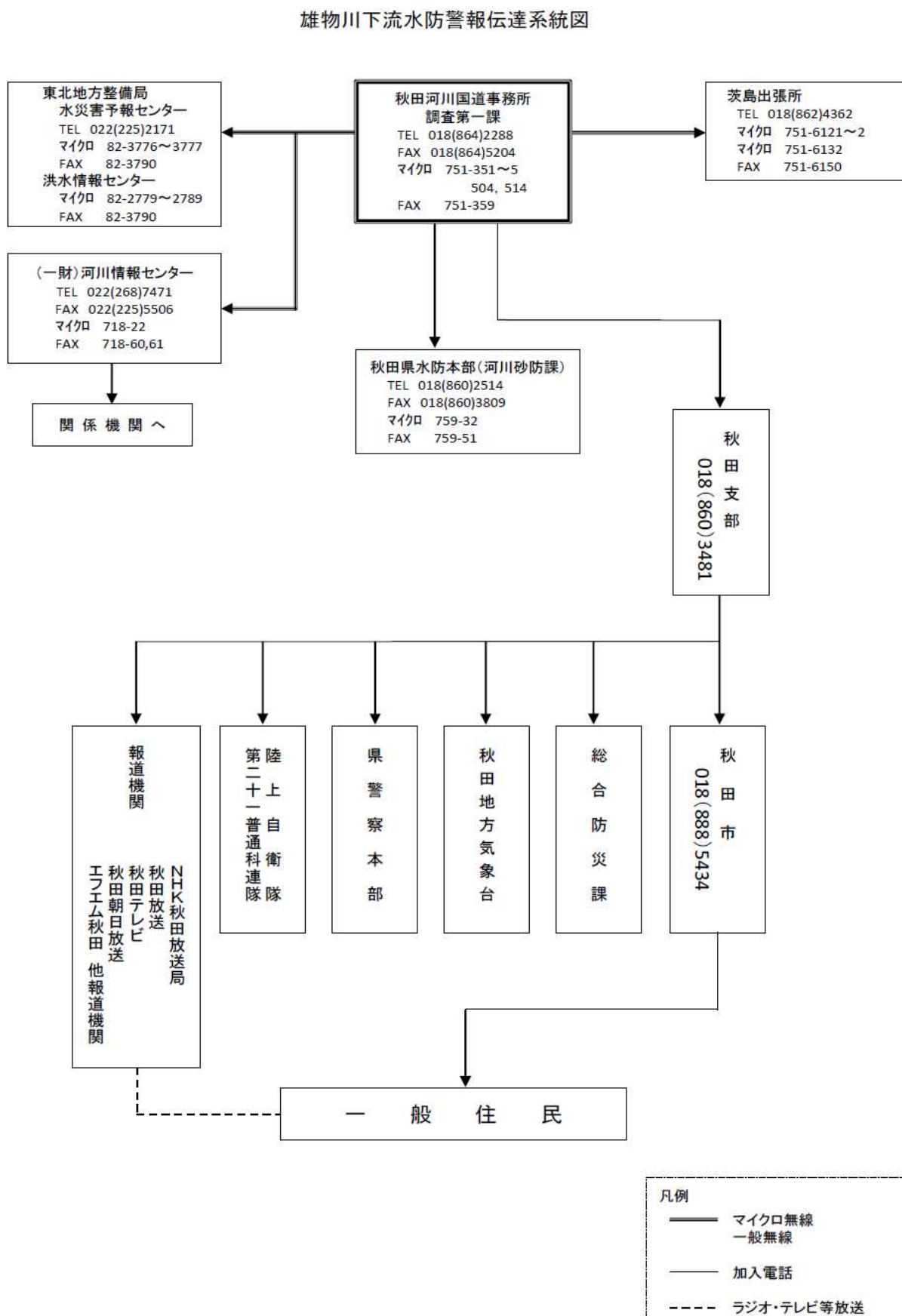
ア 直轄河川の水防警報の発表形式は、次のとおり。

(水防本部)

本部長	副本部長	水防長	本部付	副水防長	水防要員
受信 発信	令和 年 月 日 時 分				受信取扱者
受信 発信	能代河川国道 秋田河川国道 事務所 湯沢河川国道				受信取扱者
河川名	警報	種類	発表番号	発表日時	発表事務所
	水防 警報	待機 準備 出動	第 号	令和 年 月 日 時 分	能代河川国道 秋田河川国道 湯沢河川国道
水位観測所の水位は 時現在 mに達し					
なお増水する見込みです。 氾濫注意水位を mを超えており、なお増水のおそれがあるので、 引続き減水する見込みです。					
より まで水防団の 待機 準備 を要します。 出動 水防警報を解除します。					

イ 直轄河川の水防警報の伝達経路および手段は、図３－７のとおり。

図３－７ 雄物川下流水防警報伝達系統図



(2) 県が行う水防警報

ア 秋田県管理河川の水防警報の発表形式は、次のとおり。

【準備】

(水防支部)

支 部 長	副 支 部 長	統括責任者	副統括責任者	水 防 要 員	
発 信 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分				受信取扱者 〇〇地域振興局 建設部 〇〇課 〇〇 〇〇	
発信機関名	秋田県 〇〇地域振興局				
河 川 名	警 報	種 類	発 表 番 号	発 表 日 時	発 表 支 部
新 城 川	水 防	準 備		〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分	〇〇 地域振興局
〇〇水位観測所の水位は〇〇:〇〇分現在 〇. 〇〇mに達し、 (水防団待機水位:〇. 〇〇m、はん濫注意水位:〇. 〇〇m)					
なお増水する見込みです。					
〇〇〇〇〇 より 〇〇〇〇〇 までの 水防団の 準備 を要します。					
〇〇市	TEL:(昼) - - (夜) - -			受信時刻:	
	FAX:(昼) - - (夜) - -			受信者名:	
水防本部 (建設部河川砂防課)	TEL: 018-860-2515			受信時刻:	
	FAX: 018-860-3809			受信者名:	
秋田地方気象台	TEL: 018-823-8291			受信時刻:	
	FAX: 018-824-0418			受信者名:	
県警本部 (警備二課)	TEL:(昼) 018-863-1111(内 5724) (夜・休) 018-863-1111(内 2070)			受信時刻:	
	FAX:(昼) 018-863-1451 (夜・休) 018-863-1111(内 2079)→FAX切換			受信者名:	
総合防災課	TEL: 018-860-4563			受信時刻:	
	FAX: 018-824-1190			受信者名:	
自衛隊	TEL:(昼) 018-845-0125(内 228) (夜・休) 018-845-0125(内 302)			受信時刻:	
	FAX:(昼) 018-845-0125(内 228)→FAX切換 (夜・休) 018-845-0125(内 302)→FAX切換			受信者名:	

【問い合わせ先】 秋田県 〇〇地域振興局 建設部 〇〇課 TEL - -
秋田県 建設部 河川砂防課 TEL 018-860-2515

【 出 動 】

(水 防 支 部)

支 部 長	副 支 部 長	統括責任者	副統括責任者	水 防 要 員	
〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分				発信 〇〇地域振興局 建設部 〇〇課 〇〇 〇〇	
発信機関名	秋田県 〇〇地域振興局				
河 川 名	警 報	種 類	発 表 番 号	発 表 日 時	発 表 支 部
新 城 川	水 防	出 動		〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分	〇〇 地域振興局
〇〇水位観測所の水位は〇〇:〇〇分現在 〇. 〇〇mに達し、 (水防団待機水位: 〇. 〇〇m、はん濫注意水位: 〇. 〇〇m)					
はん濫注意水位(警戒水位)を〇. 〇〇mを超えており、なお増水のおそれがあるので、					
〇〇〇〇〇 より 〇〇〇〇〇 までの 水防団の 出動 を要します。					
〇〇市	TEL:(昼) - - (夜) - -			受信時刻:	
	FAX:(昼) - - (夜) - -			受信者名:	
水防本部 (建設部河川砂防課)	TEL: 018-860-2515			受信時刻:	
	FAX: 018-860-3809			受信者名:	
秋田地方気象台	TEL: 018-823-8291			受信時刻:	
	FAX: 018-824-0418			受信者名:	
県警本部 (警備二課)	TEL:(昼) 018-863-1111(内 5724) (夜・休) 018-863-1111(内 2070)			受信時刻:	
	FAX:(昼) 018-863-1451 (夜・休) 018-863-1111(内 2079)→FAX切換			受信者名:	
総合防災課	TEL: 018-860-4563			受信時刻:	
	FAX: 018-824-1190			受信者名:	
自衛隊	TEL:(昼) 018-845-0125(内 228) (夜・休) 018-845-0125(内 302)			受信時刻:	
	FAX:(昼) 018-845-0125(内 228)→FAX切換 (夜・休) 018-845-0125(内 302)→FAX切換			受信者名:	

【問い合わせ先】 秋田県 〇〇地域振興局 建設部 〇〇課 TEL - -
 秋田県 建設部 河川砂防課 TEL 018-860-2515

【解除】

(水防支部)

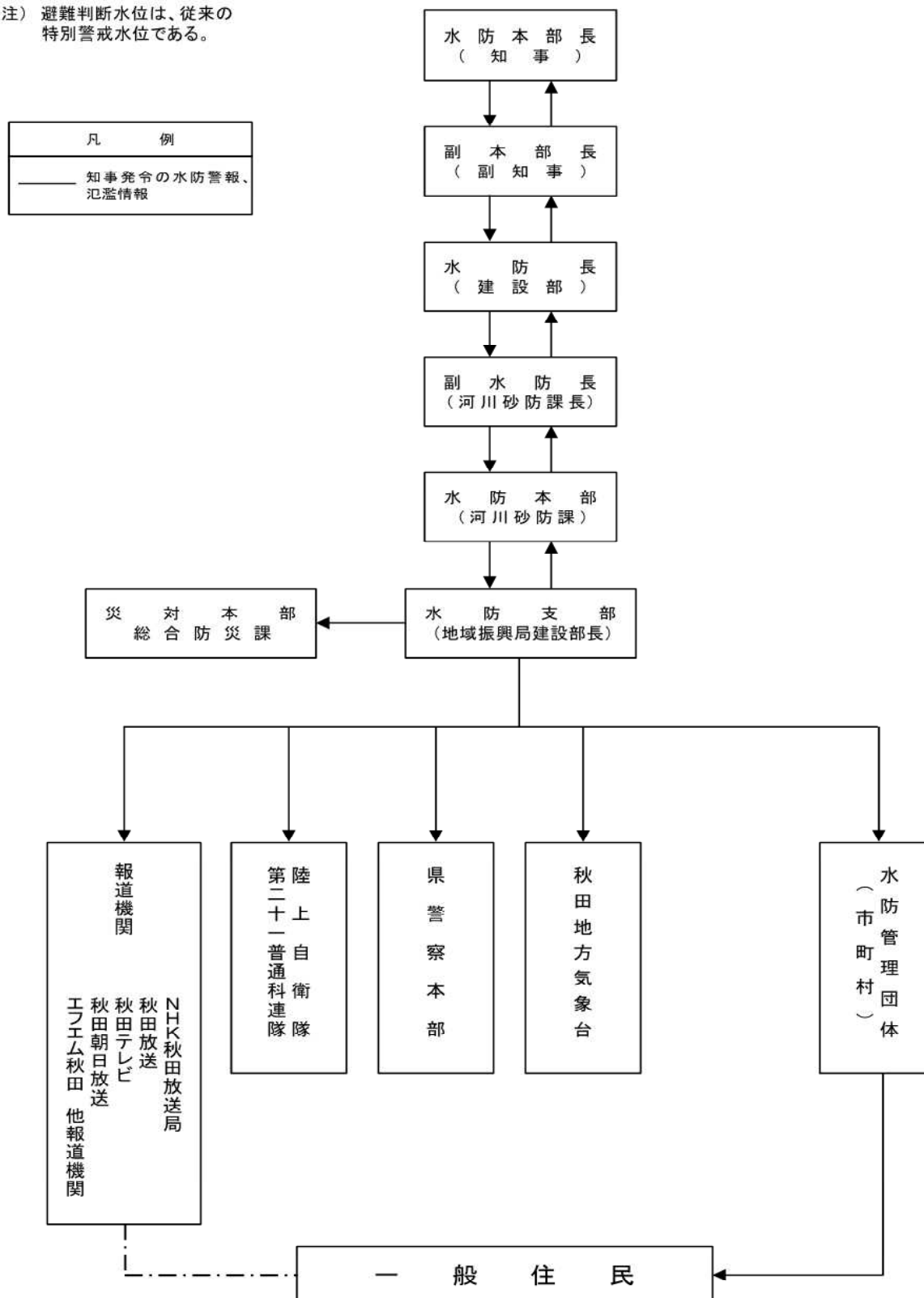
支 部 長	副 支 部 長	統括責任者	副統括責任者	水 防 要 員	
発 信 〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分			受信取扱者 〇〇地域振興局 建設部 〇〇課 〇〇 〇〇		
発信機関名	秋田県 〇〇地域振興局				
河 川 名	警 報	種 類	発 表 番 号	発 表 日 時	発 表 支 部
新 城 川	水 防	解 除		〇〇年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分	〇〇 地域振興局
〇〇水位観測所の水位は〇〇:〇〇分現在 〇. 〇〇mに達し、 (水防団待機水位: 〇. 〇〇m、はん濫注意水位: 〇. 〇〇m)					
引き続き、減水する見込みです。					
〇〇〇〇〇 より 〇〇〇〇〇 までの 水防警報の 解除 します。					
〇〇市	TEL:(昼) - - (夜) - -			受信時刻:	
	FAX:(昼) - - (夜) - -			受信者名:	
水防本部 (建設部河川砂防課)	TEL: 018-860-2515			受信時刻:	
	FAX: 018-860-3809			受信者名:	
秋田地方气象台	TEL: 018-823-8291			受信時刻:	
	FAX: 018-824-0418			受信者名:	
県警本部 (警備二課)	TEL:(昼) 018-863-1111(内 5724) (夜・休) 018-863-1111(内 2070)			受信時刻:	
	FAX:(昼) 018-863-1451 (夜・休) 018-863-1111(内 2079)→FAX切換			受信者名:	
総合防災課	TEL: 018-860-4563			受信時刻:	
	FAX: 018-824-1190			受信者名:	
自衛隊	TEL:(昼) 018-845-0125(内 228) (夜・休) 018-845-0125(内 302)			受信時刻:	
	FAX:(昼) 018-845-0125(内 228)→FAX切換 (夜・休) 018-845-0125(内 302)→FAX切換			受信者名:	

【問い合わせ先】 秋田県 〇〇地域振興局 建設部 〇〇課 TEL - -
 秋田県 建設部 河川砂防課 TEL 018-860-2515

イ 秋田県管理河川の水防警報の伝達経路および手段は、水位到達情報通知の経路と同一であり、図３－８のとおり。

図３－８ 県管理河川水防警報伝達系統図

注) 避難判断水位は、従来の特別警戒水位である。



- ① 法第10条第2項および同3項の規定により地整河川国道事務所より水防警報の通知を受けた場合関係機関および一般住民に通知する系統を示す。
- ② 水防指令は県における水防体制に基づき、関係機関および一般に通知する系統を示す。